

国民健康保険に

ご加入されている方のお手元の健康保険証の**有効期限**は

2025年7月31日に満了となります。

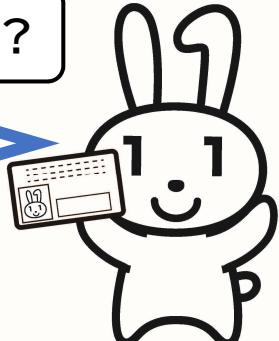
健康保険証の有効期限が切れたあとは、

マイナ保険証か資格確認書
で医療機関・薬局にて受付をしてください。

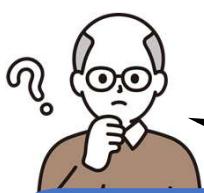
従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、
マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。



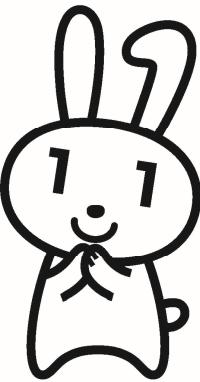
マイナ保険証を使ってる人はどうしたらいいの？



ぜひ、そのままお使いください！



マイナ保険証でないと受診等できないの？



マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書が交付されます。

また、マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証での受付が困難な方は、加入している医療保険者に**申請すれば資格確認書を取得できます**。親族等の法定代理人や介助者等による**代理申請も可能**です。

まずはマイナンバーカードを持っているか
ご確認ください！



マイナ保険証の準備はできていますか？
いまのうちに確認しましょう！

裏面へ ➤

マイナンバーカードを健康保険証として 使うために利用登録をしておきましょう！

ご自身の登録状況がわからないときは



医療機関等の受付窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くと、利用登録が済んでいない方には、その場で利用登録の案内がされます。



受付に使用する顔認証付きカードリーダーの操作方法など、何かわからないことがあれば、受付の職員にお気軽に声かけください。

他の方法で確認したいときは



1

- ・スマートフォン
- ・マイナンバーカード
- を用意します



2

- 「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインします。

3

- 「健康保険証」を押します

4

- 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるのでご自身の登録状況をご確認ください



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間 (年末年始を除く)
平 日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分

マイナンバーカード
の保険証利用につい
てもっと知りたい方
はこちら



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare